

水戸市不動産売却の斡旋制度  
ご案内

水戸市総務部財産活用課

## 《 目 次 》

市有不動産売却の斡旋制度		
○制度の概要	.....	1
斡旋制度の手続きの流れ		
1 斡旋の開始	.....	2
2 斡旋契約・売払申請	.....	2
3 斡旋申請・売払申請の取下げ	.....	3
4 売買契約の締結	.....	4
5 斡旋報酬	.....	4
6 斡旋契約の解除	.....	5
7 問い合わせ先	.....	5

## 《 資 料 》

水戸市不動産売却の斡旋に関する協定書		
○協定書	....	6
水戸市不動産売却の斡旋に関する業務運営規則		
○業務運営規則	....	9
（様式第1号）水戸市不動産売却斡旋依頼書	....	11
（様式第2号）水戸市不動産売却の斡旋依頼の中断又は中止通知書	....	12
（様式第3号）水戸市不動産売却の斡旋に関する契約書	....	13
（様式第4号）水戸市不動産売却の斡旋申請書	....	15
（様式第5号）公有財産売払申請取下書	....	16
（様式第6号）水戸市不動産売却の斡旋申請取下書	....	17
（様式第7号）水戸市不動産売却の斡旋報酬請求書	....	18
公有財産売払申請書	....	19

# 水戸市不動産売却の斡旋制度

## 制度の概要

### (1) 対象物件

水戸市が売却する不動産のうち、斡旋を依頼したものを対象とします。

なお、斡旋依頼にあたっては、斡旋依頼書により対象物件の一覧を提供します。

### (2) 対象業者（斡旋業者）

宅地・建物の取引を業とする下記の業者とします。

宅地建物取引業の免許を有しており、水戸市と「水戸市不動産売却の斡旋に関する協定書」を締結している団体（締結団体）に所属している不動産会社、住宅建設会社等。

### (3) 内容

上記斡旋業者による斡旋で、市有不動産の購入希望者（申込者）が販売物件を購入し、売買代金の全額が水戸市に納付され、所有権移転登記が完了した後、水戸市が当該斡旋業者に斡旋報酬（仲介手数料）を支払います。

① 斡旋報酬の額は、物件ごとの市有不動産売却価格を次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額（千円未満の端数は切捨て）とします。

② 前項により算出した額に、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとします。

③ 申込者に対しては、斡旋に係る一切の報酬を請求できないものとします。

区 分	割 合
200万円以下の金額	100分の5
200万円を超え400万円以下の金額	100分の4
400万円を超える金額	100分の3

### (4) 協定締結団体

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会

公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部

## 斡旋制度の手続きの流れ

### 1 斡旋の開始

#### (1) 斡旋依頼

##### ① 斡旋依頼の通知の送付

水戸市から協定締結団体に、斡旋を依頼する市有不動産（販売物件）の情報を記載した依頼書（様式第1号）を送付します。

##### ② 会員への周知

水戸市からの斡旋依頼の内容を、文書や掲示等の方法で所属会員に周知してください。

##### ③ 斡旋の開始

斡旋業者は、斡旋依頼の内容を把握でき次第、販売物件について斡旋を行うことができます。

##### ④ 資料の請求

斡旋業者は、販売物件及び売却条件等に関する資料を水戸市に請求することができます。ただし、水戸市のホームページからダウンロードすることにより当該資料を取得することができる場合は、その方法により取得してください。

#### (2) 斡旋依頼の中断・中止

##### ① 斡旋依頼の中断及び中止通知の送付

水戸市が斡旋依頼を中断又は中止する必要がある場合は、速やかに水戸市から締結団体に斡旋依頼を中断又は中止する販売物件について通知書（様式第2号）を送付します。

##### ② 会員への周知

水戸市からの斡旋依頼の中断又は中止の内容を、通知が届き次第、速やかに文書や掲示等の方法で所属会員に周知してください。

### 2 斡旋契約・売払申請

#### (1) 市有不動産売却の斡旋に関する契約の締結

斡旋業者が水戸市に申込者を紹介しようとする場合には、水戸市と斡旋業者は、あらかじめ「水戸市不動産売却の斡旋に関する契約書」（様式第3号）を締結することとなります。

##### ① 申込状況の確認

申込者に購入の意思がある場合は、斡旋業者から水戸市に連絡し、販売物件

に既に申込み等が入っていないかどうか確認してください。

また、水戸市の販売条件等について申込者にご了解いただいた上で手続きを進めてください。

## ② 提出書類

- ・水戸市不動産売却の斡旋申請書（様式第4号）
- ・公有財産売払申請書
- ・その他水戸市が求める書類

## ③ 公有財産売払申請書記入の上の注意点

### ・申込者の自署

必ず販売物件の申込者本人の自署押印としてください。共有申込みの場合は共有者全員の自署押印が必要となります。

### ・印鑑の統一

申込者が書類に押印する印鑑は、同一のものとし、官公署に印鑑登録をしているものを使用してください。

### ・斡旋報酬

水戸市の市有不動産売却の斡旋では、申込者には斡旋報酬を請求できませんので注意してください。

## (2) 斡旋申請書・売払申請書の提出後の手続き

水戸市不動産売却の斡旋申請書及び公有財産売払申請書が提出された後、水戸市は、申込者について買受資格（水戸市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者等）の有無を確認し、その結果を申込者と斡旋業者に通知します。

買受資格の確認を受けた申込者に対し、水戸市から契約手続き等について説明します。なお、説明及び売買契約を締結するときは、斡旋業者に立ち会いを求めることとなりますので留意してください。

## ③ 斡旋申請・売払申請の取下げ

### (1) 取下書の提出

水戸市不動産売却の斡旋申請書及び公有財産売払申請書を提出した後、事情により申請を取り下げる必要が生じた場合は、取下書の提出が必要となります。

- ・公有財産売払申請取下書（様式第5号）
- ・水戸市不動産売却の斡旋申請取下書（様式第6号）

### (2) 取下書記入上の注意点

- ・申込者の自署

必ず申込者本人の自署押印としてください。共有申込みの場合は共有者全員の自署押印が必要となります。

・印鑑の統一

申込者が書類に押印する印鑑は、同一のものとし、官公署に印鑑登録をしているものを使用してください。

#### 4 売買契約の締結

販売物件の売買契約の締結は、水戸市と申込者とで行います。斡旋業者は、水戸市と申込者双方の契約日時の調整をお願いします。

#### 5 斡旋報酬

##### (1) 斡旋報酬の支払時期

斡旋報酬は、売買代金の全額が水戸市に納入され、所有権移転登記が完了した時点で支払います。そのため、売買代金が納付されないなど、市有不動産売却の斡旋が完了しなかった場合又は中断・中止された場合は、斡旋報酬は支払いません。

##### (2) 斡旋報酬請求手続き

斡旋報酬は、当該斡旋業者の請求に基づき支払うものとします。

水戸市不動産売却の斡旋報酬請求書（様式第7号）に必要事項を記入し、斡旋契約書に押印したものと同一の印鑑を押印し、水戸市に提出してください。

##### (3) 斡旋報酬の金額

この制度に基づく斡旋報酬の金額は、1ページ制度の概要（3）に記載のとおりです。次の例を参考に計算してください。

○ 斡旋報酬の総額
例 売買価格8,000,000円の場合
2,000,000円 × 5.00% = 100,000円
2,000,000円 × 4.00% = 80,000円
4,000,000円 × 3.00% = 120,000円
合計 300,000円

## 6 斡旋契約の解除

### (1) 斡旋契約の解除

水戸市は、斡旋業者が次のいずれかに該当する場合には、斡旋業者との斡旋契約を解除することができるものとします。

- ① 斡旋業者が、市有不動産売却の斡旋について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。
- ② 斡旋業者が、斡旋契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。
- ③ 斡旋業者が、宅地建物取引業に関して、不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- ④ 斡旋業者が、斡旋契約の履行をしないとき。
- ⑤ その他の事情により市有不動産売却の斡旋が不要になったとき。

### (2) 斡旋契約の解除の通知

水戸市は、斡旋契約を解除する場合には、速やかにその旨を斡旋業者に通知します。また、斡旋契約が解除された場合は、斡旋業者はこれに係る報酬及び費用償還の請求をすることはできません。

## 7 問い合わせ先

その他詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

〒310-8610

水戸市中央一丁目4番1号

水戸市総務部財産活用課財産活用係

TEL 029-232-9135

FAX 029-224-1144

E-mail [property@city.mito.lg.jp](mailto:property@city.mito.lg.jp)

## 水戸市不動産売却の斡旋に関する協定書

水戸市と【協定締結団体】(以下「協会」という。)は、水戸市の所有する不動産の売却に係る斡旋について、次の条項により協定する。

### (総則)

第1条 水戸市は不動産を売却する地方公共団体として、協会は宅地建物取引業に携わる団体として、各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づく不動産売却の斡旋に関し、提携、協力することにより、不動産売却の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

### (用語の定義)

第2条 この協定において、「斡旋」とは、協会に属する宅地建物取引業者(以下「斡旋業者」という。)が、水戸市に対して売却不動産購入希望者(以下「申込者」という。)を紹介することをいう。

### (斡旋の依頼)

第3条 水戸市は、市有不動産売却の斡旋を依頼するときは、売却不動産の売買価格等の売却条件を付し、書面により協会に依頼するものとする。

2 水戸市は、前項の場合において、協会以外の者にも併せて当該市有不動産の斡旋を依頼することができるものとする。

### (斡旋業者に対する広報等)

第4条 協会は、斡旋業者に対し、本協定に定める事項及び第13条に規定する業務運営規則に定める事項その他斡旋に係る必要な事項を周知徹底するものとする。

### (斡旋業務の開始及び終了)

第5条 斡旋業者は、協会からの通知により、斡旋業務を行うものとする。

2 斡旋業務は、水戸市と申込者との間で売買契約が成立し、当該売却不動産の売買代金が全額納付され、所有権移転登記が完了したときをもって終了する。

3 水戸市は、協会以外の依頼先において申込者を選定したとき又は水戸市自らが申込者を選定したときは、協会にその旨を速やかに通知するものとする。

4 水戸市は、第1項の斡旋の依頼を中断し、又は中止させる必要があると判断したときは、協会にその旨を書面により通知するものとする。

### (斡旋契約の締結)

第6条 斡旋業者が水戸市に対し申込者を紹介しようとする場合は、水戸市及び斡旋業者は、あらかじめ不動産売却の斡旋に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約を締結するときは、斡旋業者は、別に定める書類を水戸市に対し提出するものとする。

3 斡旋業者は、第2項の書類を提出した後において、その斡旋を中止する場合は、速やかに水戸市に連絡し、別に定める書類を水戸市に対し提出するものとする。

4 水戸市は、第1項の契約を締結したときは、その結果を協会に通知するものとする。

(買受資格の確認)

第7条 水戸市は、前条第2項の規定による書類を受理した日を基準日として、当該申込者について買受資格（水戸市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること等）を確認し、その結果を当該申込者及び当該斡旋業者に対し通知するものとする。

(土地売買契約の締結)

第8条 市有不動産の売買契約の締結は、水戸市と前条の規定による買受資格の確認を受けた申込者が行い、斡旋業者は、水戸市及び申込者双方の契約の準備に協力し、売買契約を締結するときに立ち会うものとする。

(斡旋報酬)

第9条 斡旋に係る報酬（以下「斡旋報酬」という。）の額は、次の表の左欄に掲げる売買代金の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額（1,000円未満の端数を切り捨てた金額）とする。

区 分	割 合
200 万円以下の金額	100 分の 5
200 万円を超え、400 万円以下の金額	100 分の 4
400 万円を超える金額	100 分の 3

2 消費税及び地方消費税の課税事業者にあつては、前項の規定により算出した金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

3 水戸市は、当該市有不動産の売買代金が全額納入され、所有権移転登記が完了した後、当該斡旋業者の請求に基づき、当該斡旋業者に前項の斡旋報酬を支払うものとする。

(申込者に対する斡旋報酬の請求の禁止)

第10条 斡旋業者は、申込者に対し斡旋報酬を請求することができないものとする。

(斡旋契約の解除)

第11条 水戸市は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する斡旋契約を解除することができる。

(1) 斡旋業者が、市有不動産売却の斡旋について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。

(2) 斡旋業者が、斡旋契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。

(3) 斡旋業者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(4) 斡旋業者が、斡旋契約の履行をしないとき。

(5) その他の事情により市有不動産の斡旋が不要になったとき。

2 水戸市は、前項の規定により斡旋契約を解除する場合は、速やかにその旨を斡旋業者に通知しなければならない。

3 第1項各号の規定により斡旋契約が解除された場合において、斡旋業者はこれに係る

報酬及び費用償還の請求をすることができない。

(苦情紛争の処理)

第12条 この協定に基づく業務に関して、苦情、紛争が発生した場合には、水戸市・協会協議の上、協会において処理するものとする。

(業務運営規則)

第13条 水戸市及び協会は、この協定に基づく業務を適正かつ円滑に遂行するため、業務運営規則を定めるものとする。

2 前項の業務運営規則は、水戸市・協会協議の上、定めるものとし、これを変更する場合も同様とする。

(協定の解除)

第14条 水戸市は、協会がこの協定に基づく業務に関し不正又は不誠実な行為をしたときは、この協定を解除できる。

2 水戸市及び協会は、この協定による業務の履行の必要がなくなったと判断したときは、水戸市・協会協議の上、この協定を解除するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 協会及び斡旋業者は、個人情報を収集するに当たっては、当該個人情報を取り扱う事務の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 協会及び斡旋業者は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために収集した個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 協会及び斡旋業者は、斡旋等の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(協議事項)

第16条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、水戸市・協会協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、水戸市・協会記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市

水戸市長 高橋 靖

【住所】

【協定締結団体名・代表者】

## 水戸市不動産売却の斡旋に関する業務運営規則

水戸市と【協定締結団体】(以下「協会」という。)が協定した「水戸市不動産売却の斡旋に関する協定書」(以下「協定書」という。)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり業務運営規則(以下「運営規則」という。)を定める。

(趣旨)

第1条 この運営規則は、協定書第13条第1項の規定に基づき、業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、市有不動産売却の斡旋に関して必要な事項を定めるものとする。

(市有不動産売却の斡旋依頼等)

第2条 水戸市は、協定書第3条第1項に規定する市有不動産売却の斡旋を依頼するときは、水戸市不動産売却斡旋依頼書(様式第1号)を協会に提出するものとする。

2 協会は、前項に規定する通知があったときは、協会に属する宅地建物取引業者(以下「斡旋業者」という。)にその旨を通知するものとする。

3 斡旋業者は前項による通知があった日以降に、当該不動産及びその売却条件等に関する資料を水戸市に請求することができる。ただし、水戸市ホームページからダウンロードすることにより当該資料を取得することができる場合は、その方法によるものとする。

(市有不動産売却の中止等)

第3条 水戸市は、協定書第5条第4項に規定する市有不動産売却の斡旋を中断又は中止するときは、水戸市不動産売却の斡旋依頼の中断又は中止通知書(様式第2号)を協会に提出するものとする。

2 協会は、前項に規定する通知があったときは、斡旋業者にその旨を通知するものとする。

(斡旋契約)

第4条 協定書第6条第1項に規定する斡旋契約は、水戸市不動産売却の斡旋に関する契約書(様式第3号)によるものとする。

2 斡旋業者は、協定書第6条第1項に規定する契約を締結するときは、公有財産売却申請書及び水戸市不動産売却の斡旋申請書(様式第4号)、その他水戸市が求める書類を提出するものとする。

3 協定書第6条第3項に規定する斡旋を中止するときは、公有財産売却申請取下書(様式第5号)及び水戸市不動産売却の斡旋申請取下書(様式第6号)を水戸市に提出するものとする。

(斡旋報酬の請求)

第5条 協定書第9条第3項に規定する請求を行うときは、水戸市不動産売却の斡旋報酬請求書(様式第7号)を水戸市に提出するものとする。

この運営規則を定めたことを証するため、本書2通を作成し、水戸市・協会記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市

水戸市長 高橋 靖

【住所】

【協定締結団体名・代表者】

様式第1号

第 年 月 日  
号

様

水戸市長



水戸市不動産売却斡旋依頼書

下記の市有不動産売却の斡旋について、水戸市不動産売却の斡旋に関する協定書第3条第1項の規定により依頼します。

記

1. 斡旋を依頼する不動産  
土地

物件 番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)	備考

建物

物件 番号	所在地番	構造等	築年月	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考

2. 依頼期間

3. 問合せ先

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

㊟

水戸市不動産売却の斡旋依頼の中断又は中止通知書

年 月 日付け 第 号で依頼した下記の市有不動産売却の斡旋について、斡旋依頼を中断・中止したいので、水戸市不動産売却の斡旋に関する協定書第5条第4項の規定により通知します。

記

1. 斡旋依頼を中断・中止する市有不動産

土地

物件番号	所在地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	売却価格(円)	備考

建物

物件番号	所在地番	構造等	築年月	面積(m <sup>2</sup> )	売却価格(円)	備考

2. 中断・中止する日

3. 中断・中止する理由

## 水戸市不動産売却の斡旋に関する契約書

水戸市と (以下「事業者」という。)とは、  
水戸市不動産売却の斡旋に関する協定書 (以下「協定書」という。)第6条第1項に基づき、  
次の条項により契約を締結する。

### (総則)

第1条 水戸市及び事業者は、双方の信義、誠実の原則に基づき、市有不動産売却の適正かつ  
円滑な推進に資するものとする。

### (契約の趣旨)

第2条 末尾記載の市有不動産を水戸市が売却するにあたり、事業者は市有不動産の購入を希  
望する者 (以下「申込者」という。)を水戸市に紹介するものとする。

### (業務の内容及び斡旋報酬の支払い)

第3条 事業者は、末尾記載の市有不動産について、水戸市が売買契約を締結することができ  
るよう申込者との斡旋を行い、次の書類を水戸市に提出するものとする。

(1) 公有財産売払申請書

(2) その他水戸市が求める書類

2 水戸市は、申込者から売買代金が全額納入され、所有権移転登記が完了した後、事業者か  
らの請求に基づき、斡旋報酬を支払うものとする。

### (斡旋報酬の額)

第4条 前条第2項の斡旋報酬の額は、協定書第9条の規定により算出した額とする。

### (申込者への報酬請求の禁止)

第5条 事業者は、申込者に対し斡旋報酬を請求することができないものとする。

### (水戸市の解除権)

第6条 水戸市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができ  
る。

(1) 事業者が、市有不動産売却の斡旋について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反  
したとき。

(2) 事業者が、斡旋契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げ  
ず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。

(3) 事業者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(4) 事業者が、斡旋契約の履行をしないとき。

(5) その他の事情により市有不動産売却の斡旋が不要になったとき。

### (苦情紛争の処理)

第7条 事業者は、水戸市に対し市有不動産売却の斡旋を行うにあたり、第三者との間に苦情

又は紛争が発生した場合は、事業者の責任において処理するものとする。

(個人情報保護)

第8条 事業者は、個人情報を収集するにあたっては、当該個人情報を取り扱う事務の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 事業者は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために収集した個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 事業者は、斡旋業務等の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用負担)

第9条 この契約の締結に要する費用は、事業者の負担とする。

(協議事項)

第10条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、水戸市・事業者協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、水戸市・事業者記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市

水戸市長 高橋 靖 印

印

市有不動産の表示

土地

物件番号	所在地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	売却価格(円)	備考

建物

物件番号	所在地番	構造等	築年月	面積(m <sup>2</sup> )	売却価格(円)	備考

様式第4号

年 月 日

水戸市長 様

所在地

名称及び  
代表者職氏名

印

電話番号

水戸市不動産売却の斡旋申請書

下記の市有不動産売却の斡旋について、水戸市不動産売却の斡旋に関する協定書第6条第2項の規定により申請します。

記

1. 斡旋を申請する不動産

土地

物件 番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)	備考

建物

物件 番号	所在地番	構造等	築年月	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考

2. 申込者

住所

氏名

電話番号

水戸市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称  
及び代表者職氏名

印

電話番号

公有財産売却申請取下書

市有不動産売却の斡旋に係る下記の不動産の買受けについて、年 月 日に  
申込みをしましたが、都合により取り下げます。

記

1. 申込みを取り下げる不動産

土地

物件 番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)	備考

建物

物件 番号	所在地番	構造等	築年月	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考

様式第6号

年 月 日

水戸市長 様

所在地

名称及び  
代表者職氏名

㊟

電話番号

水戸市不動産売却の斡旋申請取下書

年 月 日付で申請した下記の市不動産売却の斡旋について、水戸市不動産売却の斡旋に関する協定書第6条第3項の規定により取り下げます。

記

1. 斡旋申請を取り下げる不動産

土地

物件 番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)	備考

建物

物件 番号	所在地番	構造等	築年月	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考

2. 申込みを取り下げる者

住所

氏名

電話番号

水戸市長 様

所在地  
会社等の名称  
代表者の氏名

㊟

水戸市不動産売却の斡旋報酬請求書

市有不動産売却の斡旋報酬として、水戸市不動産売却の斡旋に関する契約書第3条第2項の規定により次の金額を請求します。

¥ \_\_\_\_\_

請求内容

件名	年 月 日に締結した下記市有不動産の斡旋に関する契約に基づく斡旋報酬として		
売却不動産	所在	面積	m <sup>2</sup>
購入者	住所	氏名	

請求内容内訳

契約金額（斡旋報酬額算定基準額）	¥		
200万円以下の金額	¥	割合	5.0% ¥
200万円を超え、400万円以下の金額	¥		4.0% ¥
400万円を超える金額	¥		3.0% ¥
小計			¥
消費税相当額	× 0.1	¥	
合計			¥

公有財産売払申請書

令和 年 月 日		
水戸市長 様		
住所 氏名		印
次の財産の売払いを申請します。		
売払いを受けようとする財産の所在地		
財産の種別	地目	面積
売払いの事由及び目的		
利用計画		
摘 要		
添付書類 ①住民票（法人の場合は登記事項証明書）      ②印鑑登録証明書      ③誓約書		